

結核患者転帰（入院勧告等解除）届出票

平成 年 月 日

三重県 保健所長 あて

医療機関
所在地医療機関
名称管理者
氏名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条において準用される法第22条の規定により、法第19条又は20条の規定に基づき当病院に入院する次の患者について、当該入院に係る病原体を保有していない又は症状が消失したことを確認したので通知します。

患者氏名	男・女	生年月日	M・T・S・H 年 月 日（ 歳）			
住所						
退院又は入院勧告等解除年月日 (又は予定年月日)	年 月 日					
確認方法 注1)	咳・発熱の消失年月日		年 月 日			
	結核菌の 検査方法、検 体、検体 採取日及 び判定日	1回	検査方法	検体種類	検体採取年月日	判定年月日
		2回	検査方法	検体種類	検体採取年月日	判定年月日
		3回	検査方法	検体種類	検体採取年月日	判定年月日
連絡事項						
主治医氏名：						
受理年月日：	年 月 日					

注1) 勧告入院等の解除に係る結核菌陰性化の確認

法第26条において準用される法第22条の「当該感染症の症状が消失したことが確認されたとき」とは、咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状が消失したときとし、結核菌を含む痰の消失は、異なった日の喀痰の培養検査結果が連続して3回陰性であることをもって確認することとする。

ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることもできる。その場合、核酸増幅法の検査結果が陽性であっても、その後の培養検査又は核酸増幅法の検査が陰性であった場合、連続して3回の陰性とみなすものとする。

治療開始時に入院を要しない状態で、治療開始時の培養検査又は核酸増幅法の検査結果が陽性であることから就業制限の通知がなされている場合は、異なった日の喀痰の培養検査結果が連続し

